

第 5 章 地域福祉・援護

1. 宜野湾市の民生委員児童委員

民生委員は、障害のある方・こども・高齢者・ひとり親家庭・生活に困っている方など悩みを抱えている市民の相談相手となるほか、関係行政機関・専門機関を結び、地域住民の福祉の向上に努める役割があり、児童委員も兼ねています。

区域担当の民生委員・児童委員と子どもに関する事項を担当する主任児童委員がいます。

(1) 資格要件（民生委員法第6条）

市議会議員の選挙権を有する人のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、かつ、社会福祉の増進に熱意のある人であって、児童委員としても適当である人を、市の民生委員推薦会の推薦に基づき、沖縄県知事が県の社会福祉審議会民生委員児童委員審査専門分科会の意見を聞いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

(2) 活動内容

地域の見守り活動、地域住民の相談対応・助言、福祉サービス等の情報提供を行うほか、福祉事務所の業務に協力しています。

①民生委員児童委員の活動

・生活状況の把握

住民に対して、適切に相談・援助が行えるよう担当区域内の実情の把握に努めます。

・相談・援助活動

援助を必要とする人が、福祉関係法の公的サービスや制度を利用して自立した日常生活が送れるよう相談、助言等の支援を行います。

・福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用している人や利用を希望する人の意向に沿うサービス利用ができるよう情報提供を行います。

・福祉事業者、福祉活動団体との協力、連携

地域福祉の推進役として、社会福祉施設、社会福祉サービス提供事業者、ボランティア活動団体との密接な連携を図り活動支援を行います。

・住民の福祉の増進を図るための活動

福祉事務所や児童相談所、婦人相談所など、関係行政機関に協力して住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

②主任児童委員の活動

児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

(3) 任期

3年（補欠の委員は、前任者の残任期間）

(4) 定数

県内市町村の民生委員の定数は「沖縄県民生委員の定数を定める条例」に定められており、宜野湾市の民生委員の定数は141名となっています。

（令和8年5月1日現在）

民児協	普天間中学校区	真志喜中学校区	嘉数中学校区	宜野湾中学校区	合計
定数	33(2)	43(3)	38(2)	27(2)	141(9)
現員数	27(2)	28(1)	27(1)	22(2)	104(6)

※（ ）内は主任児童委員数を表しています。

(5) 民生委員児童委員の活動状況

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	28	1	14	0	22	0	13	11	15	2
	介護保険	19	0	8	0	26	0	5	0	10	0
	健康・保健医療	8	0	11	0	19	0	6	1	25	0
	子育て・母子保健	9	1	4	0	15	0	2	1	1	0
	こどもの地域生活	12	0	38	2	20	0	67	1	8	0
	こどもの教育・学校生活	12	3	22	7	14	3	69	4	18	10
	生活費	12	2	21	0	24	0	18	0	5	0
	年金・保険	0	0	4	0	0	0	2	1	3	0
	仕事	1	0	5	3	2	0	5	4	0	0
	家族関係	8	2	6	0	13	3	17	0	3	0
	住居	7	0	9	0	12	0	2	0	3	0
	生活環境	51	1	25	2	30	0	21	3	13	2
	日常的な支援	112	45	240	30	239	8	156	29	40	29
	その他	337	3	340	1	515	2	238	4	236	5
	計	616	58	747	45	951	16	621	59	380	48
分類支援別相談・支援件数	高齢者に関すること	172	10	291	10	302	2	215	2	125	18
	障がい者に関すること	60	38	55	20	108	3	68	45	31	14
	こどもに関すること	49	5	102	9	72	4	109	6	30	0
	その他	335	5	299	6	459	7	229	5	184	16
	計	616	58	747	45	941	16	621	58	370	48
その他の活動件数	調査・実態把握	121	0	109	3	168	0	143	0	91	5
	行事・事業・会議への参加協力	1,770	99	3,507	211	2,627	45	4,112	149	4,009	175
	地域福祉活動・自主活動	5,022	515	6,751	519	6,978	326	6,795	147	6,238	378
	民児協運営・研修	1,670	95	3,231	290	2,299	80	3,286	353	3,058	302
	証明事務	521	0	523	0	624	0	426	1	209	0
	要保護児童の発見・通告・仲介	27	0	3	0	29	0	30	0	8	0
回訪数	訪問・連絡活動	2,707	108	3,513	179	4,181	115	2,804	273	2,117	192
	その他	1,105	15	1,130	31	1,640	12	1,504	70	1,064	77
整連 回 絡 数 調	委員相互	5,522	414	7,594	381	6,883	180	6,642	387	5,882	452
	その他の関係機関	1,226	164	1,577	178	1,779	47	1,247	210	874	172
活動日数		9,857	771	13,853	918	13,238	520	14,449	946	9,937	893

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

普天間中学校区民児協

令和8年5月1日時点

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
野嵩一区	1	大 川 実 おおかわ みのる	野嵩1丁目5～20番 ※野嵩1丁目2番～4番(中原区対応)
	2	欠 員 —	野嵩1丁目21～34番
	3	大 屋 孝 夫 おおや たかお	野嵩1丁目35～50番
	4	金 城 友 紀 きんじょう ゆき	野嵩2丁目1～11番,野嵩2丁目25～29番
	5	糸 数 美 智 子 いとかず みちこ	野嵩2丁目12～24番
	6	中 村 順 子 なかむら じゅんこ	野嵩3丁目17～30番,32～35番
〃二区	1	伊 佐 京 子 い さ きょうこ	野嵩2丁目32～34番,3丁目1～3番,3丁目6～7番
	2	屋 良 朝 得 や ら と も の り	野嵩3丁目4～5番,3丁目8～16番,3丁目31番
〃三区	1	仲 松 通 恵 なかまつ みちえ	野嵩4丁目6～8番
	2	大 城 洋 子 おおしろ ようこ	野嵩4丁目1～5番, 19～23番1～2
	3	安 座 間 湖 帆 あざま みずほ	野嵩4丁目15～19番, 23番3～16
	4	上 間 京 子 う え ま きょうこ	野嵩4丁目9～14番, 普天間1丁目21番1～20
普天間一区	1	仲 地 正 仁 な か ち ま さ と	普天間1丁目15～20番,1丁目22～25番
	2	欠 員 —	—
	3	欠 員 —	普天間1丁目26～34番
〃二区	1	長 嶺 喜 美 子 な が み ね き み こ	普天間1丁目1～3番,8番～10番,野嵩2丁目35番
	2	欠 員 —	普天間1丁目4～7番,1丁目11～14番
〃三区	1	仲 松 佐 苗 な か ま つ さ な え	普天間2丁目1,2,8～10番,2丁目16～21番
	2	高 江 洲 善 勝 た か え す よ し か つ	普天間2丁目3～7番,2丁目11番～15番
	3	欠 員 —	普天間2丁目22番～35番,2丁目38番～39番
	4	安 里 晴 美 あ さ と は る み	普天間2丁目36～37番,2丁目40～50番
新城区	1	大 倉 信 彦 おおくら のぶひこ	新城1丁目1～5番,2丁目1～8番
	2	花 城 清 人 は な し ろ き よ ひ と	新城1丁目6～19番
	3	平 良 弘 子 た い ら ひ ろ こ	新城1丁目20～36番
	4	新 城 節 子 し ん じ ょ う せ つ こ	新城2丁目9～19番,41番
	5	山 城 百 合 子 や ま し ろ ゆ り こ	新城2丁目20～25番,28番～31番,33～38番
	6	當 山 直 美 と う や ま な お み	新城2丁目26番～27番,32番,39番,40番,43～45番9～14号
喜友名区	1	具志堅 美智子 ぐ し け ん み ち こ	喜友名1丁目1～18番, 新城2丁目45番1～8号 喜友名2丁目1番,2番,15～17番
	2	伊 藤 隆 司 い と う り ゅ う じ	喜友名1丁目19～31番,喜友名2丁目3～5番,13番,14番
	3	欠 員 —	—
	4	我如古 留美子 が ね こ る み こ	喜友名2丁目6～12番,18～28番,伊佐1丁目1～3番
童主 委員 児	1	末 吉 齊 す え よ し ひ と し	普天間中学校区 普天間第二小学校
	2	仲 地 真 由 美 ま か ち ま ゆ み	普天間中学校区 普天間第小学校

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

真志喜中学校区民児協

令和8年5月1日現在

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
伊 佐 区	1	欠 員	伊佐1丁目, 3丁目9～16番
	2	伊 佐 幸 枝	伊佐2丁目, 3丁目1～4番 大山3丁目18番1号～24番5号
	3	伊 佐 悦 子	伊佐3丁目5～8番, 27～30番 大山3丁目1番2号～12番, 23番1号
	4	欠 員	伊佐3丁目17～26番
	5	伊 佐 恵 子	伊佐4丁目
大 山 区	1	伊 佐 あゆみ	大山1丁目, 伊佐1丁目8～10番
	2	仲 宗 根 香	大山2丁目
	3	名 城 克 己	大山3丁目3～14番(10番、11番を除く)
	4	欠 員	大山3丁目15～32番
	5	宮 城 千 恵	大山4丁目
	6	欠 員	大山5丁目
	7	慶 田 直 美	大山6丁目1～28番
	8	末 吉 芳 枝	大山6丁目33～47番, 大山7丁目
真 志 喜 区	1	野 國 純 子	真志喜1丁目, 真志喜5丁目1～7番
	2	仲 松 典 子	真志喜2丁目, 真志喜5丁目8～14番
	3	又 吉 律 子	真志喜3丁目, 真志喜5丁目15～21番
	4	欠 員	—
	5	欠 員	—
	6	欠 員	—
	7	欠 員	—
宇 地 泊 区	1	天 久 辰 雄	宇地泊1丁目1番～15番
	2	高 良 謙 二	宇地泊1丁目16番～27番
	3	欠 員	宇地泊2丁目1番
	4	下 地 啓 子	—
	5	上 原 朝 光	宇地泊3丁目
大 謝 名 区	1	欠 員	大謝名1丁目1～14番
	2	仲 順 悦 子	大謝名1丁目16～24番 大謝名2丁目6～10番
	3	古 謝 愛 子	大謝名4丁目7,9,10番,12～18番,21～23番
	4	小 湾 節 子	大謝名4丁目1～4番,8番,11番1号～21号,24番
	5	松 川 章	大謝名5丁目1～4番 11,13,15番
	6	欠 員	大謝名5丁目5～10番
大 謝 名 団 地	1	外 間 晴 美	大謝名団地1号棟,3号棟 大謝名5丁目25番15号(コーポ仲村)
	2	欠 員	大謝名団地2号棟,大謝名5丁目24番13号(天住マンション)
嘉 数 ハ イ ッ	1	友 寄 登 喜 子	嘉数4丁目13～17番,19～22番(1班,2班1～23班,24班,7班)
	2	欠 員	嘉数4丁目4～8番,10～12番(5,6班1～2,9班1～2,10班)
	3	松 山 貞 子	嘉数4丁目9番,23～29番(8班、11班1～3)
上 大 謝 名 区	1	金 良 侑 子	大謝名2丁目13～17番,19番、20番
	2	大 城 哲 夫	大謝名2丁目1～5番,21番,23番～29番
	3	天 久 静 子	大謝名3丁目1～14番
	4	桃 原 秀 明	大謝名4丁目5番,6番,18～21番
主 任 児 童 委 員	1	山 城 美 奈 子	真志喜中学校区、大山小学校
	2	欠 員	真志喜中学校区、はごろも小学校
	3	欠 員	真志喜中学校区、大謝名小学校

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

嘉数中学校区民児協

令和8年5月1日現在

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
嘉数区	1	桂 浩 史	かつら ひろし
	2	山 田 ユミ子	やまだ ゆみこ
	3	伊 佐 美 枝 子	い さ み え こ
	4	池 田 悦 子	い け だ え つ こ
真栄原区	1	仲 宗 根 清 茂	なかそね きよしげ
	2	外 間 和 美	ほかま かずみ
	3	新 垣 則 子	あらかき のりこ
	4	知 念 幸 智	ちねん ゆきとも
	5	欠 員	—
	6	新 里 真 和	しんざと まさかず
	7	新 盛 光 一	しんもり こういち
	8	真栄田 盛夫	ま え だ も り お
	9	玉 寄 香 織 里	たまよせ かおり
	10	新 垣 善 輝	あらかき ぜんき
	11	欠 員	—
我如古区	1	邊土名 千恵子	へんとなちえこ
	2	嘉 川 チエ子	よしかわちえこ
	3	欠 員	—
	4	仲 本 ルリ子	なかもとるりこ
	5	欠 員	—
	6	當 山 靖 博	とうやま やすひろ
	7	欠 員	—
	8	大 城 隆 史	おおしろ たかし
	9	安 里 純 子	あさと じゅんこ
	10	又 吉 雅 則	またよしまさのり
	11	欠 員	—
宜野湾区	1	平 良 忍	たいらしのぶ
	2	上 地 律 子	うえちりつこ
	3	欠 員	—
	4	宮 城 邦 子	みやぎくにこ
	5	宮 城 豊 信	みやぎとよのぶ
	6	欠 員	—
	7	安 里 秀 子	あさとひでこ
	8	新 垣 直 美	あらかきなおみ
	9	欠 員	—
	10	欠 員	—
主 委 任 員 児 童	1	新 垣 真 弓	あらかきまゆみ
	2	欠 員	—

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

民生委員児童委員・主任児童委員名簿

宜野湾中学校区民児協

令和8年5月1日現在

区	担当 番号	氏 名	担 当 区 域
長田区	1	欠 員 一	長田1丁目
	2	欠 員 一	長田2丁目
	3	具 志 堅 毅 ぐしけん たけし	長田3丁目
	4	大 山 一 信 おおやま かずのぶ	長田4丁目
	5	普 天 間 メイ子 ふてんまめいこ	志真志1丁目
	6	久 保 田 尚子 くぼ たしょうこ	志真志2丁目
	7	友 寄 春 美 ともよせ はるみ	志真志3丁目
	8	欠 員 一	志真志4丁目1番～14番
	9	當 山 千 賀子 どうやまちかこ	志真志4丁目15番～36番
愛知区	1	比 嘉 秋 子 ひ が あ き こ	愛知1丁目2番～6番,10～11番
	2	安 昌 子 や す ま さ こ	愛知2丁目3番～12番 (14号～36号)
	3	崎 山 和 子 さきやま よりこ	愛知2丁目1番31号、33,34,36,37,39,40,41,44 愛知2丁目12番2号～11号、13番～14番、16番～18番
	4	具 志 堅 重 光 ぐしけん しげみつ	愛知3丁目11番～18番
	5	金 城 明 美 きんじょう あけみ	愛知3丁目2番,3番,9番,10番
	6	仲 本 光 子 なかもと みつこ	愛知3丁目1番,4番～8番
	7	欠 員 一	神山1丁目3番～5番,7番～11番,17番～21番
	8	宮 城 盛 茂 みやぎ もりしげ	神山1丁目1番・2番,12番～16番 愛知1丁目1番～3番
	9	金 城 一 枝 きんじょうかずえ	愛知2丁目2番(県営高層住宅)
中原区	1	喜 久 川 京 子 きくかわきょうこ	赤道1丁目1番～19番 愛知1丁目7番,8番
	2	桃 原 隆 とうばる たかし	赤道2丁目1番～2番,11番～21番
	3	宮 本 恵 子 みやもと けいこ	上原1丁目1番～13番
	4	欠 員 一	赤道2丁目3番～10番 愛知2丁目1番(5～6,11,14,16～21,25,27号),15番
	5	高 嶺 克 子 たかみねかつこ	上原1丁目14番～26番
	6	仲 村 乙 枝 なかむら おとえ	上原2丁目1番～4番,17番～26番
	7	仲 里 幸 雄 なかざと さちお	野嵩1丁目2番～4番、上原2丁目5番～16番
童主 委任 員児	1	山 里 和 代 やまざとかずよ	宜野湾中学校区、宜野湾小学校
	2	我 如 古 怜 子 がねこ れいこ	宜野湾中学校区、長田小学校

※民生委員への連絡は、事務局(社協内)892-6525もしくは福祉総務課までご連絡下さい。

2. 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、民間の社会福祉活動を推進するため、営利を目的としない民間組織として、各都道府県・市区町村で設置されています。

地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を目指し活動を行っています。

(1) 見守り活動助成事業

ひとり暮らし高齢者など、地域において定期的な見守りが必要な世帯へ、自治会や地域支え合い活動委員会での見守り活動に助成し取り組んでいます。

食事宅配による見守り活動は平成25年モデル事業として開始、平成28年度より事業化。

助成の種類は、日常の見守り活動、食事宅配による見守り活動の2種類です。

令和5年度より、見守り活動実施の項目を下記の通り変更し実施しています。

① 日常の見守り活動			(単位：件・人・回・人)		(単位：カ所・円・人・回)	
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	6	6	助成地域	5	6	6
対象者数	126	141	助成金額	184,000	133,000	128,000
延べ訪問数	2,408	3,558	対象者数	12名	128名	130名
延べ支援者数	1,992	1,011	延べ訪問数	3,167	2,634	2,397

※令和5年度より集計方法を変更しています。

②食事宅配による見守り活動（単位：件・回・件）			（単位：カ所・円・人・回）			
	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	10	10	助成地域	13	12	15
実施数	1,492	1,733	助成金額	806,765	952,000	1,159,000
延べ件数	1,710	1,446	対象者数	45	46	54
			延べ訪問数	1,879	1,955	2,477

※令和5年度より集計方法を変更しています。

(2) 重度身体障害者移動支援事業（市委託事業：一般会計3款1項8目）

高齢者や体の不自由な方が、車いすのまま乗車することが出来る車輛を貸し出しています。

(3) 車いすの貸し出し

在宅での介護負担軽減や快適な療養生活で利用できる、車いすの貸し出しを行っています。

(4) ふれあい相談所

① 一般相談

生活や家族、経済的な問題や福祉サービスに関する相談を行っています。

対応時間：月～金 午前9時～午後4時まで。電話相談：896-2020

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来所	308	924	979	1,011	754
電話	862	1,462	2,037	1,822	1,783
訪問	7	33	65	661	136
合計	1,177	2,419	3,081	3,494	2,673

② 無料法律相談

平成28年度より、月に2回弁護士による無料法律相談を行っています。

第2月曜日午前10時～11時/第4月曜日午後3時～4時（要予約）

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談数	30	38	29	40	39

(5) 生活福祉資金貸付制度

必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるように支援することを目的としています。

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、臨時特例つなぎ資金などの種類があります。

(単位：件・円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付件数	3,925	560	36	25	32
貸付金額	1,707,080,503	190,936,000	10,917,050	6,218,200	7,984,400

※新型コロナウイルス感染拡大による特例貸付含（令和4年度までの貸付）

(6) 福祉金庫貸付事業

緊急に資金が必要な世帯に対し貸付を行い支援します。

(単位：件・円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付件数	31	76	74	51	54
貸付金額	372,600	1,354,550	1,380,550	776,500	925,000

(7) 調査・広報活動

社協だより、ホームページ、ライン・Xを活用し、福祉情報の提供を行います。

(8) ボランティア活動

ボランティアコーディネーターと一緒に希望する市民に合った活動を探します。

(9) 福祉活動推進校の指定

市内の保育園（所）・幼稚園・小・中学校及び高等学校を福祉活動推進校として指定し、地域の基盤としたボランティア活動の場や機会を提供し、子ども達が高齢者・障がい者など様々な人々とふれあい、自主性や思いやりの心を育みながら、地域福祉への関心を高めることを目的に実施しています。

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施校	6	7	11	11	11

(11) はごろもチャレンジ隊・キッズ隊

学校教育でも、児童・生徒が自ら学び、自ら考える「生きる力」の形成を課題とし教育が展開されている中、本事業では児童・生徒に対し福祉教育を強力に普及、浸透を図るため、福祉施設内でのボランティア体験学習を通し、福祉の心や思いやりの心を培っていくことを目的に実施しています。

①チャレンジ隊（中・高校生対象） (単位：施設・人・校)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施施設	3	—	18	13	1
参加人数	12	31	56	24	35
参加校	2	—	7	6	9

※令和4年度は新型コロナ感染症拡大により動画配信。

※令和7年度は災害ボランティア体験を社会福祉センターにて開催。

②キッズ隊（小学生対象） (単位：施設・人・校)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受入公民館数	—	—	18	5	—
受入人数	—	—	24	6	—
参加校	—	—	7	4	—

※新型コロナ感染拡大により、体験学習を中止。

※令和7年度開催なし。

(12) 高齢者地域生活支援事業（市補助事業：一般会計3款1項3目）

平成24年度からは、高齢者地域生活支援事業として、生きがい対応型デイサービス事業、軽度生活援助事業、ひとり暮らし老人等保健飲料給付事業、在宅高齢者寝具丸洗い仕上げ事業を、社会福祉協議会の補助事業として実施しています。

その後、在宅高齢者寝具丸洗い仕上げ事業は令和2年度に事業廃止となり、生きがい対応型デイサービス事業は一般介護予防事業に移行しています。

令和7年度末時点で、高齢者地域生活支援事業補助金は、一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業にかかる経費と、生きがい対応型デイサービスの食事の一部に充てられています。

高齢者地域支援事業補助金額の推移（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
補助金額	12,814	23,835	26,286	11,577	13,462

① 生きがい対応型デイサービス事業

家にとじこもりがちなおおむね65歳以上の高齢者を対象に、地域公民館に集まっていただき、生きがい活動を行うことにより、社会的孤独感を解消し、自立生活の助長を図ることを目的としています。

（単位：人・カ所）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者	登録者	333	616	606	520	480
	参加者(延べ)	4,984	14,452	16,642	17,230	18,054
ボランティア	登録者	585	553	449	464	429
	参加者(延べ)	3,751	11,097	12,182	12,218	12,323
実施施設		23	23	24	24	24

※令和6年度より一般介護予防事業へ移行

② 軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の介護保険認定を受けていない高齢者ひとり暮らし及び夫婦世帯に対して、人材を派遣し高齢者の生活を援助する事業です。

（単位：人、回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	2	2	—	—	—
派遣回数	391	5	—	—	—

※令和5年度事業廃止

③ 一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業

一人暮らし高齢者等孤独な者に対し、個別訪問により保健飲料（ヤクルト）を給付し、常に安否を確認することを目的としています。

（単位：人、回）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録数	37	31	25	26	31
利用回数	1,765	1,454	1,128	1,037	1,347

(13) 地域支え合い活動の推進（市委託事業：3款1項1目）

市と社会福祉協議会が地域福祉推進を協働・連携しながら進めています。

「チュイシージーの心で創る人と人がつながるやさしい都市ぎのわん」を基本理念とし、地域課題を住民が主体的に解決していくことが出来る地域コミュニティの仕組みをつくり、一人ひとりが安心して暮らすことが出来る地域社会の実現を目指しています。

地域福祉コーディネーター等配置し、地域ネットワークの組織化を行い、住民主体による地域福祉の向上を図っていきます。

①住民のニーズや生活課題の把握

（単位：件）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問	1,480	60	224	394	330
来所	328	27	19	32	24
電話	—	341	373	784	621
その他	48	22	34	66	89
合計	1,856	450	650	1,276	1,064

※集計方法の違いにより令和3年度は、訪問件数に電話件数も含む。

②地域支え合い活動委員会の運営支援

自治会を単位として地域づくりを推進するための、地域支え合い活動委員会の運営支援を行っています。

（単位：回・人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定例会	126	269	257	157	260
延べ参加者	1,202	2,453	2,337	2,253	2,097

(14) 第2層生活支援体制整備事業の充実（市委託事業：介護保険特別会計3款2項8目）

市より市社会福祉協議会へ委託し実施しています。

地域包括ケアシステムの構築に向け、住民が主体となる助け合いや支え合える地域づくりの推進を行います。

この地域づくりに向け、日常生活圏域（各中学校区域）へ協議体を設置し、地域課題及び情報を共有し、問題解決に向け住民主体での話し合いを行います。地域住民と企業・団体及び専門機関と連携をすることにより、地域住民が安心して、自分らしく暮らせる“地域づくり”を目指します。

3. 福祉サービス利用援助事業

(市委託事業：一般会計3款1項1目、県社協委託事業：日常生活自立支援事業)

宜野湾市及び県社会福祉協議会の委託を受け、市社会福祉協議会に設置されている宜野湾市権利擁護支援センターうるで、一体的に利用者支援を行っています。

利用者の福祉サービスの利用手続きや、金銭管理の支援を行います。利用者・家族などから相談を受けた後、専門員が訪問・面談をし、契約を行います。

契約後は生活支援員が、支援計画に沿って支援をしていきます。

(1) 対象

- ①認知症の高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方。
- ②日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方。
(認知症と診断されていない方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていない方。)

(2) 業務内容

①福祉サービス利用援助事業

福祉サービスについての説明、利用、更新、終了手続き

福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

②日常的金銭管理

家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い、年金、手当などの受取り、預貯金の出し入れ

③書類等預かりサービス

通帳や印鑑、その他重要な書類を保管

(3) 相談援助件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
問い合わせ	5	3	3	7	4
初回相談	38	32	34	54	28
相談援助	2,046	2,069	2,023	1,842	1,626
合計	2,089	2,104	2,060	1,903	1,658

※問い合わせ、初回相談は日常生活自立支援事業にて対応

(4) 契約締結件数

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約者数	9	5	7	16	5
自 契 約 外 時	施設	0	3	2	0
	病院	0	0	0	0
	グループホーム	2	0	4	2

※契約は、日常生活自立支援事業にて締結

(5) 実利用人数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用人数	56	52	54	48	38

4. 災害時要支援者避難支援（宜野湾市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱）

国では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年度に災害対策基本法の一部が改正され、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、令和3年5月には避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が、市町村の努力義務に位置付けられました。

（1）避難行動要支援者名簿

①対象となる方

災害時に自ら避難することが困難な方で、迅速に避難するために特に支援を要する方です。

- ア 要介護認定3～5
- イ 身体障害手帳1級・2級（内部障害のみの方は除く）
- ウ 療育手帳A1・A2
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級
- オ 難病患者・小児慢性特定疾病患者
- カ その他市長が認める者

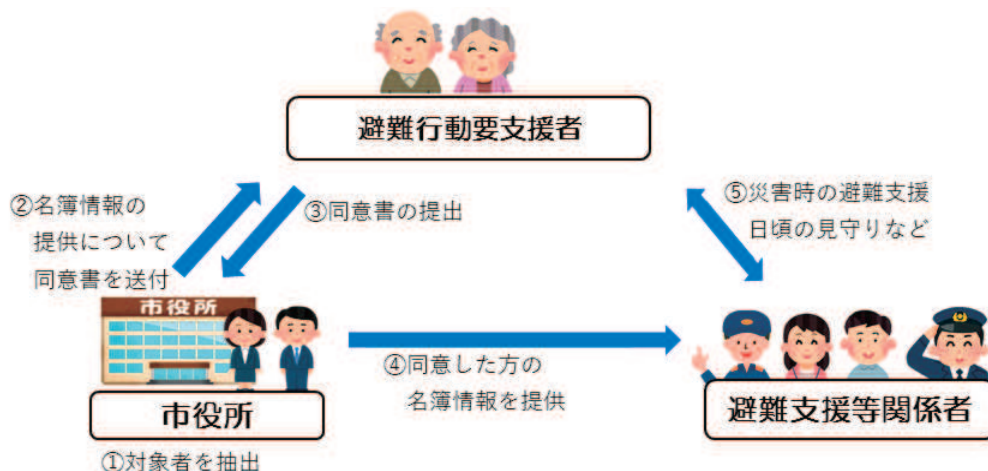
②対象者数

令和8年3月末時点で、避難行動要支援者は1,900名となっています。

③名簿の使い方について

ア) 普段の生活の時

災害に備えるために、消防・警察・社会福祉協議会ほか、避難支援等関係者に情報を共有します。但し、ご本人の同意が無い場合は情報共有はしません。



イ) 災害がおきたとき

緊急に支援が必要な場合は、ご本人の同意がなくても、消防・警察・社会福祉協議会ほか、避難支援等関係者に情報共有します。

（2）個別避難計画

①個別避難計画とは、名簿に掲載されている、お一人ひとりの状況に合わせた計画です。ご家族の連絡先や、かかりつけの病院、ご病気、避難場所などをあらかじめ書いておき、災害の時に支援者が対応出来るようにするために作成します。

②作成者数

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	188	150	161	204	188

5. 被災者支援制度

宜野湾市死亡弔慰金・災害見舞金（宜野湾市災害見舞金品等給付条例）

自然災害、その他火災で被害を受けた死亡者の遺族、住居が全壊もしくは半壊、床上浸水した世帯に対し、見舞金品等を給付し、災害を受けた者の復興の一助とし、市民の福祉を図るもの。申請は宜野湾市に行う。

市災害見舞金支給状況

（単位：人・円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人数	5	2	4	0	6
金額	80,000	45,000	45,000	0	80,000

6. 福祉施設の苦情解決（宜野湾市が提供する福祉サービスに係わる苦情への対応に関する実施要綱）

社会福祉法に基づき、市が提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに提供者の信頼及び適正性の確保を図ることを目的に設置されています。

具体的には、当該福祉サービス施設に苦情解決責任者を置き、利用者、事業所双方にとって意義のあるものとなるように積極的に「解決」という前向きの姿勢で取り組んでいます。

また、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決委員（5名以内で構成）を設けており、利用者からの苦情や、施設に寄せられた苦情に対しての解決を行います。

【苦情解決の対象範囲】各施設には、苦情受付け担当者と苦情解決責任者を設置しています。

うなばら保育所※、宜野湾保育所

新城児童センター、大山児童センター、大謝名児童センター

赤道児童センター、我如古児童センター、長田児童館

赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センター

※うなばら保育所は令和8年3月31日をもって閉所となりました。

7. 宜野湾市福祉振興基金事業 （宜野湾市福祉振興基金事業補助金交付要綱）

高齢者等の保健福祉の向上を図るため、市内で社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、地域の特性を活かした在宅福祉の向上、健康、生きがいきづくり、民間活動の活性化等を図る事業に対して、宜野湾市福祉振興基金を活用し補助をしています。

（１）補助団体一覧

団体名	事業名
野嵩一区自治会	健康生きがいきづくり推進事業
野嵩二区自治会	三世代交流健康づくり事業
野嵩三区自治会	三世代交流健康生きがいきづくり事業
普天間一区自治会	三世代交流による地域力向上
普天間二区自治会	区民ピクニック美化活動地域交流等
新城区自治会	老人屋外活動事業
喜友名区自治会	健康生きがいきづくり推進事業
伊佐区自治会	自彊術体操自治会ピクニック
真志喜区自治会	「健康・生きがい」推進事業
宇地泊区自治会	親睦ボウリング大会
大謝名区自治会	区民ピクニック
嘉数区自治会	健康生きがいきづくり推進事業
真栄原区自治会	健康ふれあい事業
我如古区自治会	ふれあい健康づくり推進事業
長田区自治会	第16回長田区レクスports大会
中原区自治会	健康、ふれあい事業
大謝名団地自治会	健康生きがいきづくり推進事業
上大謝名区自治会	交流ピクニック
市老人クラブ連合会	ボウリング大会グラウンドゴルフ大会

（２）年度別補助状況

（単位：カ所・千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
団体数	13	16	21	19	20
金額	1,378	1,791	2,591	2,591	2,729

（３）宜野湾市福祉振興基金残高

（単位：円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
金額	101,819,689	20,474,951	18,806,804	16,219,889	11,016,024

8. 戦傷病者戦没者援護

戦傷病者戦没者等援護法に基づく軍人軍属および準軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡等に関し、本人及びその遺族に援護を行っています。援護法による給付の他に特別給付金支給法、特別弔慰金支給法による給付がありますが、いずれも請求手続きが必要となります。

(1) 年金・給付金等の種類

【援護法による支給】

① 障害年金

軍人、軍属、又は準軍属であつたものが公務上の傷病により一定以上の障害を有するに至った場合に年金として支給されます。

② 遺族年金

軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合にその遺族に年金として支給されます。

③ 遺族給与金

準軍属の遺族、または準軍属であつた障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。

④ 弔慰金

軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の3親等内の親族のうち最先順位者に、一時金として1度のみ支給されます。

【援護以外の支給】

⑤ 戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

戦没者等の死亡に関し、基準日において公務扶助料・遺族年金等の受給権者がいない場合で「戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法」上の遺族のうち先順位1名に記名国債にて支給されます。申請時期は、5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

⑥ 戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により特別給付金が支給されます。

記名国債をもって支給され、10年又は5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

(2) 宜野湾市における給付金等の受付状況(単位:件)

給付金等の名称	件数
障害年金	0
遺族年金	0
遺族給与金	0
弔慰金	0
第十二回特別弔慰金（受付期間：R7.4.1～R10.3.31）	1,988
戦没者の妻に対する特別給付金	0
戦傷病者の妻に対する特別給付金	0
戦没者の父母に対する特別給付金	0

(3) 慰霊・平和に関する事業への参加

① 慰霊の日「沖縄全戦没者追悼式」への参加

② 沖縄京都の塔慰霊追悼式への参加

9. 地域福祉の現状と今後の展望

近年少子高齢化や高齢者世帯や単身世帯の増加などにより、生活様式の変化や価値観の多様化が進み、地域の繋がりが少なくなってきました。

本市の地域福祉は「第四次宜野湾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、行政と社協が連携・協働しながら進めています。特に、市社会福祉協議会は「地域支え合い活動委員会」の支援など、地域課題の解消に向けた取り組みや繋がりづくりなどに長年取り組み、地域福祉推進の要となっています。福祉に関する諸制度の運用に取り組む行政と住民や地域の関係団体との関係構築を担う社協が、それぞれの役割を活かして、地域の支え合い体制づくりを進めていく必要があります。

また、本市においても地域住民の相談対応には民生委員が活躍しています。令和7年12月1日の一斉改選では市民生委員児童委員は定数141名に対し104名されており、委嘱率73.75%となっております。地域福祉の推進や児童福祉の推進に重要な役割を果たしている民生委員の担い手の確保が、今後も課題となっています。

避難行動要支援者支援制度については、令和5年度より西海岸地域に居住する対象者向けに、避難行動要支援者名簿提供に関する同意書・個別避難計画様式を送付し制度の周知と個別避難計画作成の推進を図っています。令和7年度の個別避難計画合計は188件の作成がありました。

要支援者やその家族が、普段から災害に対する意識を持ち、災害の際に要支援者が取り残されることがないように、普段から地域の支え合いの体制づくりを構築する目的となっています。

引き続き、これらの地域課題の行政と市社会福祉協議会、関係機関等を連携をしながら、地域福祉の推進に努めてまいります。